

【追加資料1】

時間外保育料の有料化に関する市内認可保育園の意向

市保育課では、平成27年7月に市内の公立・私立認可保育園に対して、時間外保育料の有料化に関するアンケートを実施した。

対象園17園のうち16園から回答があり、回答の概要は下記のとおり。

Q1 時間外保育料は有料化すべきか？

16園中15園が「有料化すべき」と回答した。

Q2 Q1の回答についての理由

主な理由は次のとおり。

【有料化すべき】

①受益者負担の観点

新制度における支給認定により、保育利用可能時間が明確になったことから、利用可能時間外については保護者に負担を求めるべきである。

②保育士への負担の緩和

有料化により、保護者が必要以上に時間外保育を利用することがなくなり、保育士の負担が軽減される。

③人件費等の観点

時間外保育のために保育士を雇用しなければならず、人件費がかかる。

④保護者のモラルの観点

有料化しないと保育時間が守られない。

⑤子どもへの配慮の観点

子どもを長時間預かることは、子どもにとって本当の「子どもの利益」につながらないため。

【有料化すべきではない】

①利用者増加の観点

有料化することにより、時間外保育の利用者が増えることが考えられる。

【追加資料1】

Q3 有料化しない場合の問題点

主なものは下記のとおり。Q2における観点と同様のものであった。

- ・通勤や就労以外の私的理由での長時間利用者が多くなり、保育士の負担が増加する。
- ・支給認定上の利用可能時間に対する保護者の意識が薄れ、送迎時間がルーズになる。
- ・本来、時間外保育の必要がない者まで利用することとなり、人件費や光熱水費が無駄にかかることになる。
- ・お迎えが遅くなることは子どもの成長に良いとは思えない。

Q4 有料化する場合の料金体系

保育標準時間認定と保育短時間認定での料金体系については、双方とも日額設定すべきという意見が多かった。

【回答集計結果】

①保育標準時間認定 の場合(選択式)	①月額料金 (1日の利用時間単位で料金設定)	3
	②月額料金 (1日の利用時間に関係なく料金設定)	3
	③1日単位または1日の利用時間単位での日額料金 (上限なし)	4
	④1日単位または4日の利用時間単位での日額料金 (月額の上限を設定)	5
	⑤その他	1
②保育短時間認定 の場合(選択式)	①月額料金 (1日の利用時間単位で料金設定)	3
	②月額料金 (1日の利用時間に関係なく料金設定)	1
	③1日単位または1日の利用時間単位での日額料金 (上限なし)	9
	④1日単位または4日の利用時間単位での日額料金 (月額の上限を設定)	3
	⑤その他	0

【追加資料1】

Q5 有料化する場合の料金体系の選択理由

主なものは下記のとおり。

なお、利用料の上限設定や月額・日額の併用などについての意見もあった。

【月額設定を選択】

- ・料金徴収事務が簡素になる。

【日額設定を選択】

- ・利用に応じた負担となり、公平感がある。
- ・月額設定だと、迎えに来られるのに迎えを遅らせる者が増える可能性がある。

Q6 月額・日額として妥当と思わる金額

回答については下記のとおり。金額的にばらつきが見られる。

なお、無回答の園があり、回答数は16よりも少なくなっている。

①月額（30分あたり）	1000円	3
	1500円	3
	2000円	2
	3000円(乳児の場合)、幼児2000円	1
	保育料の1割	1
②日額（30分あたり）	50円～100円	1
	100円	6
	0歳:300 1・2歳:250 3歳以上児:150	1
	乳児:300円、幼児:200円	1
	300円	1
	300円～500円	1
	500円	1

【追加資料1】

Q7 保育園保育料と同様の多子軽減や階層別の必要性について

回答は下記のとおり。同数の結果となった。

①必要である	8
②必要ない	8

Q8 Q7の回答に対する理由について

主な回答は下記のとおり。

【必要である】

- ・生活保護世帯への配慮は必要。
- ・少子化対策のためにも多子軽減は必要。
- ・保育園保育料と同様にする方が理解を得られやすい。

【必要ない】

- ・多子の方は、保育園保育料で優遇されているので、時間外保育料まで優遇する必要はない。
- ・利用する児童数により、人件費等の経費が変わるため、軽減の必要はない。
- ・時間外保育なので、保育園保育料とは別に考える。